

令和7年度権利擁護推進員養成研修 実施要項

1 目的

介護保険施設等の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組、及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成することを目的とする。

2 実施主体

研修の実施主体は群馬県とし、事業運営は社会福祉法人群馬県社会福祉事業団に委託する。

3 受講対象

介護施設等（介護保険法第8条各項に規定されている事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。）の施設長、介護主任等、施設内等において指導的立場にある者

4 研修日程

研修1日目 : 令和7年9月2日（火）

研修2日目 : 令和7年9月5日（金）

自施設実習 : 約8週間程度

研修3日目 : 令和7年11月13日（木）

※ 研修3日目に自施設実習における成果報告会を実施

5 研修会場

群馬県社会福祉事業団特別養護老人ホーム明風園第1研修室

6 定員

70名

7 申込期間

令和7年7月14日（月）～7月31日（木）

※ 研修指導センターのホームページ「研修案内」から申し込む。